

2019年11月27日

福島県知事

内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団

団 長 神山 悦子

副 団 長 宮川えみ子

幹 事 長 宮本しづえ

副幹事長 大橋 沙織

政調会長 吉田 英策

2019年12月定例県議会に関する申し入れ

はじめに

東日本大震災と原発事故から8年8カ月が経過、10月の台風19号と25日の記録的大雨による大規模災害から1カ月が経過しました。本県はいまだ4万人を超える原発避難者を抱え、復旧・復興に全力をあげている途上での相次ぐ台風・豪雨災害により、被災者からは「やっと住宅を再建し落ち着いたと思ったら今度は水害…」など悲痛な声が出されています。

日本共産党福島県委員会は10/13に救援対策本部を立ち上げ、15日には県議団と連名で県へ申し入れを行いました。全县各地で県議・地方議員を先頭に被災の調査、避難所での炊き出しや家屋からの泥だし、被災者の声を行政に届けています。いわぶち友参院議員は発災直後に視察を行い、参院予算委員会で「避難所では板張りの上で毛布1枚で寝ていた」など現場の実態を示して、避難所の環境改善と財政措置を求めました。また、志位委員長は18日に県内入りし、避難所や被災現場を訪問、「温かい汁ものがほしい」との被災者から要望を聞き取り、ただちに防災大臣に要請しました。国からの通達文書の周知徹底が求められます。

11月25日現在、死者32名、住家被害は全壊1,152棟、半壊6,070棟、一部損壊4,463棟、床上浸水8,245棟、床下浸水1,393棟と、甚大な被害が出ています。いまだ5市町村31カ所の避難所に791人が避難生活を送っており、浸水被害を受けた住宅の2階で不自由な生活を送っている被災者も多く、心身ともに疲弊してきています。災害認定における柔軟な対応や災害救助法で救われない世帯への県独自の支援、家電等物品購入への現金支給の検討など、今後の生活や生業再建へ向け見通しを持てるようにすることが今求められており、広域自治体として県の役割発揮は重要性を増しています。

去る11月10日に投開票が行われた福島県議会議員選挙において、日本共産党は現有5議席を確保し、引き続き交渉会派となりました。今回の県議選は、告示直前に2度の災害に連続的に見舞われるという状況のなか、「国民の苦難軽減に努力する」との立党の原点に立ち

救援活動に全力をあげながらの選挙戦でした。「消費税 10%への増税」「全国の原発再稼働」など、安倍政権の暴走政治に県民の怒りが広がるもと、わが党は、「消費税をただちに5%へ減税を」「原発再稼働ストップ」「いのち守る県政」を公約に掲げ、河川整備予算の抜本的拡充や学校給食費無料化、高齢者の足の確保や介護職員の待遇改善、若者・低所得者への住宅補助など、いのち・暮らし・福祉優先へ県政転換を訴えてたたかいました。

原発事故から10年目に入らる中で、いのちと暮らし・平和、民主主義を守り、人間の復興を基本とすることなど、公約実現に向け引き続き全力をあげる決意です。

12月定例県議会にあたって以下の項目について要望します。

一、安倍政権から県民のいのちと暮らしを守る防波堤となる県政を

- 1、東日本大震災や原発事故の復興の途上にあり、加えて今回の台風・豪雨災害がもたらした甚大な被害をふまれば、県民の暮らしや復旧・復興に大きな足かせとなる消費税率10%を大幅に減税し、ただちに5%に戻すよう国に求めること。特に、被災県民の生活再建や生業の復旧・復興に係る経費については、消費税を課税しないよう国に求めること。
- 2、安倍政権は消費増税と一体に、全世代型社会保障制度の改悪を財界主導ですすめようとしているが、格差をただし、暮らし・家計応援にきりかえるよう国に求めるとともに、県としても医療・介護、福祉、教育の予算を大幅に増額し、県民のいのち・暮らしを応援する福祉型県政へ転換を図ること。
- 3、現憲法に基づき、立憲主義、民主主義、平和主義を回復すること。9条改憲につながるあらゆる策動を中止するよう国に求めること。米国からの兵器爆買いをやめ、防衛費予算の大幅縮小を国に求めること。
- 4、ローマ教皇が来日し被爆地で訴えたように、核兵器廃絶は広島・長崎の被爆者のみならず人類共通の願いである。日本政府が、唯一の戦争被爆国として国連の核兵器禁止条約に早期に署名し批准するよう、原発事故の被災県知事として国に強く働きかけること。
- 5、全国の原発再稼働中止、石炭火発中心から再生可能エネルギーへの転換を国に求めること。異常気象の背景にある地球温暖化問題に本気で取り組む政治が求められている。国に対して石炭火発の増設を前提としたエネルギー基本計画の見直しを求めること。県はイノベーション・コスト構想に位置付けている大量の温室効果ガスを排出する石炭火力発電所増設の中止を事業者を求めること。

二、台風19号及び豪雨災害で被災した県民に寄り添い、暮らしと生業の再建支援を

1、避難所等の改善について

- ①間仕切りの無い避難所も見られたことから、プライバシー保護のため全ての避難所で仕切りを設置すること。

- ②体育館に毛布を敷いて夜間も過ごす環境は早期に改善し、全員に簡易ベッド及び布団を配布すること。
- ③避難所の食事を抜本的に改善し、温かい食事とともに温かい汁ものをつけることを基準とするよう市町村を支援すること。
- ④避難所に配置する職員の訓練を日常的に実施すること。
- ⑤避難所の設定は被災地近くで安全かつ十分な収容数を確保できる施設とすること。
- ⑥福祉避難所は公表し、要支援者を積極的に受け入れるよう市町村を支援するとともに、受け入れ施設を抜本的に拡充すること。
- ⑦二次避難所は要支援者のみとせず、希望者が利用できるよう対象を拡大し、利用期間を拡大すること。

2、被災者支援について

(1) 実態に即した災害認定について

- ①罹災証明発行の前提となる被害調査および発行事務が迅速に進むよう市町村を支援すること。
- ②浸水被害の認定は、2004年の内閣府通知にあるように、浸水の高さだけでなく住まいの機能損失程度に応じて適切に認定を行うよう市町村を支援すること。
- ③半壊では解体以外は被災者生活再建支援制度の対象にならないことから、罹災証明に納得できない場合には、二次調査を申請できることを周知徹底すること。
- ④一部損壊も災害救助法の応急修理の対象になったことを踏まえて、積極的に活用し被災者を救済するため、丁寧な被害調査を行うよう市町村を支援すること。

(2) 被災者の住まいの確保、生活再建支援について

- ①被災者生活再建支援制度の周知を図ること。
- ②被災者生活再建支援制度の支援金限度額を500万円以上に引き上げるよう国に求めるとともに、当面県独自の上乗せを行うこと。解体しないと対象にならない半壊家屋についても対象とするよう国に制度の拡充を求めるとともに、当面は県独自の支援を行うこと。
- ③災害救助法に基づく応急修理制度の周知徹底を図ること。制度を知らずに独自に業者に依頼し支払いを済ませた場合でも、支援対象となるよう国に制度の見直しを求めるとともに、当面は県が支援すること。
- ④災害救助法に基づく応急修理と仮設借り上げ住宅の併用を認めるよう国に求めること。
- ⑤床上浸水で畳の交換を行った世帯は、床板の交換をしなくても応急修理の対象とするよう国に制度の見直しを求めるとともに、当面は県が独自の支援を行うこと。
- ⑥避難者が避難所から仮設借り上げ住宅に移行しつつある現状を踏まえて、家電製品を含

む日常生活用品の支給を急ぐとともに、現金による支給も併用すること。災害救助法の対象とならない家電製品は、県が独自の支給を行うこと。

⑦災害救助法の応急修理の対象とならない10%以下の一部損壊（床下浸水）について、国の交付金事業対象となるよう県が支援制度を創設すること。

⑧家屋の解体については、物置も解体支援の対象に含まれることを市町村に周知徹底すること。

（3）土砂災害の対応について

①県内各地で土砂崩落による宅地や農地等への被害が発生していることから、治山事業等利用できる制度の周知を図ること。

②宅地等に流入した土砂は、災害廃棄物として除去し収集するよう国に制度化を求め、市町村に周知を図ること。

③公的支援制度の対象とならない土砂災害について、伊達市や川俣町等が独自の支援を行っているが、全県で支援できるよう県が独自の支援を行うこと。

④河川や山から土砂が流入した家屋について、希望があれば放射線量測定を行い高くなっている場合は、フォローアップ除染の対象とすること。

（4）税、保険料等の減免について

①国保税や医療費、介護保険料、利用料等の減免、就学援助制度の適用については、市町村が全対象世帯に通知し申請を促すよう支援すること。減免等支援期間を延長すること。

②各種減免等の被災者支援は一部損壊も対象とすること。

3、農業、商工業者等の支援について

①被災した農家や商工業者に国の支援策のパッケージを周知し、申請を促すよう市町村を支援すること。

②収穫前の水稻被害について、共済未加入でも県として支援対象にすること。

③農地に流入した土砂災害についても支援すること。民間が設置した農地にかかる橋の復旧についても公的支援の対象とすること。

④商工業者のグループ補助金の適用については、グループが組めない事業者が取り残されないようにするとともに、対応が困難な市町村商工会には職員を派遣し迅速な申請事務につなげること。

⑤被災した医療機関の復旧支援については、補助率の高いグループ補助金が活用できるようにするとともに、支援対象になりにくい歯科診療所への支援に配慮すること。

⑥障がい者施設で罹災証明も発行されない事例があることから、災害救助の対象に加え

ループ補助も対象とすること。

4、河川や土砂災害の復旧等について

- ①決壊した堤防の復旧等、公共施設の復旧を急ぐこと。
- ②個人所有地の土砂崩落個所について、土砂の除去に留めず再発防止に県が支援すること。
- ③大雨予報が出た場合に多目的ダムの治水機能を発揮させるため、事前放水を実施し貯水量を確保すること。

5、防災について

- ①消防職員の不足が被災者救助の遅れにつながったことを踏まえ、消防設備の基準に見合う消防職員の増員を図るよう市町村を支援すること。
- ②災害弱者を通常から個別に把握してリスト化し、災害時に生かせるよう市町村を支援すること。
- ③国土強靱化に本格的に取り組むため、国の3か年事業の延長を求めるとともに、公共事業は国民の命と安全を守るために河川整備を最優先とするよう見直しを行うこと。

三、安全確実な原発廃炉・汚染水対策について

- 1、原子力規制委員会からも廃炉作業の質の低下が指摘されている。東京電力に対し、安全で確実な廃炉作業が行われるよう改善を求めること。
- 2、廃炉作業に従事する労働者の多重下請けを是正し、被ばくや健康管理の徹底、長時間労働、賃金未払いをなくし、安全な労働環境を確保するよう、国・東京電力に求めること。
- 3、汚染水について、経産省は自然界の放射線量と比較しても科学的に影響は十分に小さいとの試算結果を示したが、海洋放出による社会的影響が大きいため、認められないとの住民の意思は変わっていない。汚染水タンクの保管場所を確保し長期保管を継続するとともに、海洋放出は行わないよう国・東京電力に求めること。
- 4、汚染水タンク底面に傷が見つかり、放置すれば腐食が進み、穴があいて汚染水が漏洩する恐れがあるとの報道があることから、タンクの調査・点検の徹底を求めること。
- 5、柏崎刈羽原発1～5号機の原子炉建屋などで、水密性を保つ対策がとられたが避難経路にある扉が開かない状態にあることが判明し、消防法等にも抵触する恐れがあるとされている。福島原発建屋についても点検するよう東京電力に求めること。
- 6、台風の影響により除染廃棄物が仮置き場から流出する問題が起きていることから、仮置き場からの搬出を急ぐとともに水害対策を強めること。
- 7、中間貯蔵施設の水害対策を国に申し入れること。
- 8、台風・豪雨災害で破損したリアルタイム線量計は早急に復旧するよう求めること。また、

線量測定システムの削減を行わず、継続配置を求めること。

四、福島県立医科大学の特定業者指名決定に係る疑惑について

- 1、福島県立医科大学の特定業者指名決定に係る疑惑について、県として調査し適切な対応を行うこと。

以上